

一般競争入札(最低価格落札方式)に関する質問及び回答(Q&A)

最終更新日 2026年 8月 19 日

独立行政法人情報処理推進機構

件名：「情報処理安全確保支援士講習受講費用等決済業務(2026年～2029年)」

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
1	II.契約書 (案) / IV.その他関連資料	P.18 / P.41	契約単価表「入金事務手数料」 / 入札内訳書「入金事務手数料」	契約単価表および入札内訳書の項目にございます「入金事務手数料」につきまして、「貴法人から弊社へお振込みいただく際の振込手数料」という認識で間違いございませんでしょうか。 もし上記の手数を指す場合、弊社にてどのように金額を算出して記載すべきかご教示いただけますと幸いです。	「入金事務手数料」は、III.仕様書8. 納入要件(1)②に記載している情報処理安全確保支援士(登録セキスベ)等から徴収した講習受講費用等を乙(受注者)が甲(IPA)の指定する口座に入金する業務の費用(事務手数料)を指しています。乙(受注者)が甲(IPA)へ入金する際に、費用(事務手数料)が発生する場合に計上ください。 但し、契約単価表に記載の通り、乙(受注者)から甲(IPA)への入金に係る「銀行振込手数料」は乙(受注者)の負担とします。 なお、契約書第11条第1項に記載の通り、甲(IPA)から乙(受注者)への	2026年 8月 14日

					本件業務の対価の支払いに要する費用(銀行振込手数料)は、甲(IPA)が負担します。	
2	I.入札説明書	P.3	7. 入札書等の提出方法及び提出期限等(3)提出書類・③	全省庁統一資格がない場合、e-Taxで取得した「納税証明書その3の3(PDF形式)」を印刷したものを、「写し」として提出してよいか また、統一資格なしで提出する4書類について、入札書等と同時提出でよいか。入札参加を認める判断はいつ・どのよう通知されるか。	・令和7・8・9年度競争参加資格(全省庁統一資格)を有しない場合に提出する書類のうち、納税証明書(その3の3)を電子ファイルで取得されている場合には、印刷したものを「写し」としてご提出いただいて構いません。 なお、7. 入札書等の提出方法及び提出期限等(3)③に記載の通り、発行日から3か月以内のものに限ります。 ・令和7・8・9年度競争参加資格(全省庁統一資格)を有しない場合の登記簿謄本(商業登記法第6条第5号から第9号までに掲げる株式会社登記簿等の謄本)、納税証明書(その3の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用)、営業経歴書(会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所の所在状	2026年 8月 18日

					況を含んだ書類)及び財務諸表類(直前2年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)の原本又は写しにつきましては、7. 入札書等の提出方法及び提出期限等(2) に示す提出期限までに、(3) に示す他提出書類と併せてご提出ください。 ・入札参加の可否につきましては、開札日の前日までに電子メールにてご連絡いたします。	
3	I.入札説明書	P.2	6. 入札参加前に提出する資料(5) 提出方法	様式6「機器等リスト(案)」について、決済代行業務ではどの対象・項目を記載すべきか。記載例または記載要領があれば提示してほしい。	記載のしかたにつきましては、お送りする様式6「機器等リスト(案)」のフォーマットに記載しております。	2026年 8月 18日
4	III.仕様書	P.21	4. 実施期間(2)業務実施時期(申込受付期間)	2026年9月から2027年3月までの接続テストで発生する決済は、契約単価表の予定数量に含まれるか。含まれない場合、決済手数料および月額固定費用の扱いを確認したい。	2026年9月から2027年3月までの接続テストで発生する決済につきましては、契約単価表の予定数量には含まれません。 決済のテストを含む、2026年9月から2027年3月までの接続テストにおいての業務の費用については、月額固定費用に含めていただければと思います。	2026年 8月 18日

5	III.仕様書	P.22	6. 業務要件 ④	新支援士システムとの連携方式(画面連携方式／データ連携方式)は、IPAが指定するのか、受託者が選択できるのか。	画面連携方式、および、データ連携方式の連携を行える(双方を選択できる)ことが要件です。	2026年 8月 18日
6	III.仕様書	P.22	6. 業務要件 ①	コンビニエンスストア決済について、利用対象とするコンビニエンスストアの名称を示してほしい。また、受託者側で利用可能なコンビニエンスストアを提案することは可能か。 クレジットカード決済の対象ブランドは、VISA、Mastercard、JCB、AMEXの4ブランドのみでよいか。Diners Clubは対応不要との理解でよいか。	利用可能なコンビニエンスストアにつきましては、受託者側でのご提案をお願いします。 また、クレジットカード決済の対象ブランドにつきましては、業務要件に記載のとおり、「VISA」「Mastercard」「JCB」「AMEX」の4ブランドです。	2026年 8月 18日
7	III.仕様書	P.22	6. 業務要件 ①	返金、売上取消、チャージバックおよび不正利用が発生した場合について、各事象における費用負担者、IPA・受託者それぞれの対応範囲、連絡・処理期限および事務フローを示してほしい。	決済完了後の取消は行いません。 従って、各事象において、IPAは費用負担を行いません。	2026年 8月 19日
8	I.入札説明書	P.3	10. 支払いの条件	「受理した月の翌月末日までに支払うものとする。」についてです。 当社が定める支払い期限日までにお支払いいただくことは可能でしょうか。	当機構の定める支払い条件のとおりです。	2026年 8月 19日

9	II.契約書 (案)	P.7	(実地調査)第8条	原則は当社オフィスの会議室等にお越しいただくことを想定しています。 当社セキュリティポリシー上、執務室・サーバー室への立ち入りはできません。 ご了承いただけますでしょうか。	契約条項のとおりです。	2026年 8月 19日
10	II.契約書 (案)	P.10	(秘密保持及び個人情報)第17条4	「乙において本契約遂行中に得た本契約に関する情報(紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。)を速やかに甲に返却又は廃棄若しくは消去すること。」とありますが、決済データ等につきましては、法令・業界ガイドラインに基づき、契約終了後も一定期間保存する必要がある場合がございます。 これらの情報については本条の廃棄・消去の対象外になるとの理解でよろしいでしょうか。	法令等により保存義務が課される情報については、その範囲で保存することを妨げません。ただし、保存期間中は本契約に定める秘密保持義務及び安全管理措置を継続して適用するものとします。	2026年 8月 19日
11	II.契約書 (案)	P.10	(知的財産権)第18条	本件は、独自のシステム開発を前提としておらず、既存のパッケージサービスに対する利用契約という建付けと理解しております。当社システム本体、ノウハウ等は、従前から当社が保有する知的財産権にあたり、本条による移転対象には含まれないものとの認識ですが、相違ありませんでしょうか。 また、可能であれば、条文の削除をお願いできますと幸いです。	契約条項のとおりです。	2026年 8月 19日

12	II.契約書 (案)	P.11	(その他)第22条	管轄裁判所について被告地主義のご採用をお願いできますでしょうか。 「甲の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する」 ↓ 「被告の本店所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する」	契約条項のとおりです。	2026年 8月 19日
13	II.契約書 (案)	P.15	(複写等の制限)第6条	「乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報複写又は複製してはならない。ただし、業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。」とありますが、業務上必要なバックアップはご承諾いただけますでしょうか。	「業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。」と記載のあるとおりです。	2026年 8月 19日
14	個人情報の取扱いに関する特則	P.15	(個人情報の管理)第7条 5	「甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。」とありますが、対応に係る費用が発生する場合、入札内訳書等にて明示致します。よろしいでしょうか。	契約条項のとおりです。	2026年 8月 19日
15	II.契約書 (案)	P.15	(個人情報の管理)第7条 3	原則は当社オフィスの会議室等にお越しいただくことを想定しています。 当社セキュリティポリシー上、執務室・サーバー室への立ち入りはできません。 ご了承いただけますでしょうか。	契約条項のとおりです。	2026年 8月 19日

16	II.契約書 (案)	P.15	(個人情報管理)第7条 5	「甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。」とありますが、決済データ等につきましては、法令・業界ガイドラインに基づき、法令・業界ガイドラインに基づき、契約終了後も一定期間保存する必要がある場合がございます。 これらの情報については本条の廃棄・消去の対象外になるとの理解でよろしいでしょうか。	法令等により保存義務が課される情報については、その範囲で保存することを妨げません。ただし、保存期間中は本契約に定める秘密保持義務及び安全管理措置を継続して適用するものとします。	2026年 8月 19日
17	契約単価表	P.17-P.18	契約単価表	当社サービスにおいて単価表に対応できない品目がございます。 単価表への項目の追加、あるいは自社の様式の御見積書を別添することは可能でしょうか。	契約単価表につきまして、P.17-P.18に示しているものに項目を追加することはできかねます。P.18【注記】2)のとおり、契約締結時に金額の基準範囲の変更、単価又は手数料率を入札書内訳から反映等の、項目そのものの追加や削除が発生しない範囲の調整に関しては、行う場合があります。	2026年 8月 19日
18	III.仕様書	P.23	8. 納入要件 ②、③	入金先となる貴機構指定の口座情報をご教示いただけますでしょうか。 振込手数料の確認のためです。金融機関名、支店名のみでも構いません。	口座情報につきましては、落札した委託事業者に対して契約締結後に提示いたします。 また、銀行振込手数料については、項番1の回答をご参照ください。	2026年 8月 19日

19	III.仕様書	P.23	10. その他要件 (1)情報セキュリティ管理要件 ③	「契約を履行する一環として契約相手方が収集、管理、作成等した一切の情報が、IPA が保護を要しないと確認するまで情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達または漏えいされないことを保証する。」とありますが、メールのやり取りに関しては、個人のメールアドレスではなく、メーリングリスト等を窓口とすることは可能でしょうか。	窓口をメーリングリスト等にすることは可能ですが、メーリングリスト等に登録される全ての者を「情報取扱者名簿」に記載してください。	2026年 8月 19日
20	III.仕様書	P.23	10. その他要件 (1)情報セキュリティ管理要件 ③	「IPA が個別に承認した場合を除き、受託者以外の者(受託者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント、その他受託者に対して指導、監督、業務支援、助言、監督等を行う者を含む一切の受託者以外の者)に対して伝達または漏えいされないことを保証する。」とありますが、 各決済の利用申請を行うため、カード会社、コンビニ各社等への情報開示を行います。 ご了承いただけますでしょうか。	「IPA が個別に承認した場合を除き」と記載のありとおりです。	2026年 8月 19日
21	様式8	P.38	情報管理体制図(例)	本ページの図にA～Fまでテキスト欄がございます。 こちらに関しては、(様式7)情報取扱者名簿に記載の個人名を反映のうえ、 ご提出する必要があるということでしょうか。	(様式8)情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面(管理体制図)に記載する必要はありません。	2026年 8月 19日

22	契約単価表	P.17-P.18	契約単価表	コンビニ決済、またPay-easyでのATM支払いの一部にて、50,000円以上の取引において印紙代相当額が発生致します。請求自体も当社より行う形になりますが、印紙代も試算に含めるべきでしょうか。 含める場合は、50,000円以上の取引件数を明示いただけますと幸いです。 ※契約単価表では20,000円～79,999円での範囲となっており、明確に件数の切り分けができないため。	契約単価表に記載のとおりです。 また、予定数量をご確認ください。	2026年 8月 19日
23	III.仕様書	P.22-23	8. 納入要件	毎月締めとのこと記述がございますが、請求も月次で行う認識にて相違ございませんでしょうか。	ご認識のとおりです。	2026年 8月 19日
24	II.契約書 (案)	P.7	(納入物件及び納入期限) 第5条	「納入物件」は決済システムそのものではなく、仕様書8(1)の通知や実施報告書との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	2026年 8月 19日
25	II.契約書 (案)	P.10	(秘密保持及び個人情報) 第17条 7	「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等」について、「等」とあることから同統一基準への適合だけではなく、業界一般に認められる基準等※に基づく適切な情報セキュリティ対策を講じることで問題ないと認識しておりますが、相違ないでしょうか。	ご認識のとおりです。	2026年 8月 19日

				※ISMS、PCI-DSS、Pマークでの対応を想定しています		
26	II.契約書 (案)	P.10	(知的財産権)第18条 2	「請負業務の成果」は契約上の納入物件を指すものであり、当社システム(ASPサービス)自体は納入物件ではないため、本項による利用許諾の対象には含まれないものと理解しております。認識齟齬ありませんでしょうか。	ご認識のとおりです。	2026年 8月 19日
27	III.仕様書	P.22-23	8. 納入要件 (1) 納入期限及び 納入物件	「①通知、②③実施報告書」が、納入物件及び契約書上の成果物となる認識です。認識齟齬ありませんでしょうか。 ※契約書側でもご質問をしております	8. 納入要件 (1) 納入期限及び納入物件 に記載のとおりです。	2026年 8月 19日